

確定申告不要の配当所得

Q : 昨年、上場株の配当をもらいました。
この配当の所得は確定申告が必要ですか？

A : 確定申告の要らない配当もあります。

【解説】

配当のうち、次のものについては確定申告不要とされています。

- ① 内国法人から受ける配当(②から⑤までのものを除きます)で1回に支払を受けるべき金額が10万円に配当期間の月数を乗じてこれを12で除して計算した金額以下の金額であるもの
- ② 内国法人から支払を受ける上場株式等の配当のうち、その配当に係る事業年度終了の日においてその内国法人の発行済株式の総数の5%以上に相当する株式を有する者等がその内国法人から支払を受けるもの以外のもの
- ③ 内国法人から支払を受ける公募証券投資信託で公社債投資信託以外の証券投資信託でその設定に係る受益証券の募集が一定の公募により行なわれたもの
- ④ 内国法人から支払を受ける特定株式投資信託の収益の分配に係る配当
- ⑤ 特定投資法人の投資口の配当

これらの配当は、確定申告が不要ですが、次のいずれか有利な方を選択することも認められています。

- イ. 確定申告をして所定の配当控除や源泉徴収税額の税額控除を受ける方法
- ロ. 確定申告をしないで20%又は10%の税率による源泉徴収だけで済ませる方法

